

## はじめに



県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いです。

しかしながら、思いもよらず、ある日突然に犯罪等の被害に遭われた御本人や御家族は、直接的な被害にとどまらず、周囲の偏見や心ない言動等による精神的苦痛、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などの二次被害に苦しめられ、社会から孤立してしまうことがあります。また、自ら被害を訴えること

が出来ず、支援の手が行き届いていない方々がいることも考えられます。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするためには、関係機関が相互に連携・協力し、被害者の方々に寄り添った途切れることのないきめ細かい支援が必要です。そして、周囲の人々が被害に遭われた方々の状況を理解し、社会全体で支援していくことが大変重要です。

県では、平成19年度に策定した「群馬県犯罪被害者等基本計画」に加え、令和3年度には、新たに「群馬県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して、施策の総合的な推進に取り組んでいます。

この度、DVや児童虐待、性犯罪等の増加やデジタル化の進展等による社会生活の変化等を踏まえ、支援体制の充実や県民理解の増進などを図るとともに、これまでの計画の取組結果や社会情勢の変化を踏まえた「第4次群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定いたしました。

「新・群馬県総合計画」のビジョンに掲げる「年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての県民が誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現を目指し、本計画に掲げた犯罪被害者等支援施策を積極的に推進して参ります。県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見をいただきました関係機関・支援団体・県民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

群馬県知事 山本 一太

# 目 次

頁

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目標	1
3	計画の位置付け	1
4	犯罪被害の現状等	1
5	第3次基本計画の評価	2
6	基本方針及び重点課題	2
7	計画期間	3
8	目標達成のための指標	3
9	計画の推進体制	3
10	施策の体系図	5

## 第2章 基本方針及び重点課題

基本方針Ⅰ	身体的・精神的被害及び生活基盤の回復、権利行使への取組の推進	7
重点課題1	損害回復・経済的支援等への取組	7
重点課題2	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	11
重点課題3	刑事手続への関与拡充への取組	16
基本方針Ⅱ	支援体制整備への取組の推進	17
重点課題4	支援等のための体制整備への取組	17
基本方針Ⅲ	犯罪被害者等を支えるための社会気運醸成への取組の推進	23
重点課題5	県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	23

## 第3章 主な被害分野への対応と施策

1	身体犯（殺人・傷害等）による被害	26
2	性暴力・性犯罪による被害	28
3	被害少年の保護	31
4	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）による被害	32
5	ストーカー事案による被害	34
6	悪質商法等による被害	35
7	特殊詐欺による被害	36
8	暴力団犯罪による被害	37
9	交通事故（危険運転致死傷、過失運転致死傷、ひき逃げ等）による被害	38
10	インターネット上の誹謗中傷等による被害	41

## 資料編

1	犯罪被害の現状等	42
2	群馬県犯罪被害者等支援推進協議会	50
3	犯罪被害者等基本法	53
4	群馬県犯罪被害者等支援条例	59
5	犯罪被害者等相談・支援窓口一覧	64